

第六十八回国会
衆議院
法務委員会

議録 第二十八号

昭和四十七年六月一日(金曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 大竹 太郎君

理事 田中伊三次君

理事 中谷 鉄也君

理事 麻生 良方君

石井 桂君

鍛治 良作君

松永 光君

河野 密君

法務大臣 前尾繁三郎君

出席政府委員 大坪 保雄君

石井 羽田

松本 青柳

十郎君

盛雄君

最高裁判所事務官

法務省入出国管理

法務委員会調査

監修官

牧 吉岡

卓次君

委員の異動

辞任 沖本 泰幸君

補欠選任 山田 太郎君

五月三十日

辞任 中村庸一郎君

補欠選任 山手 満男君

同日 羽田 政君

中村庸一郎君

羽田 政君

補欠選任 中村庸一郎君

五月二十六日
本日の会議に付した案件
理事の補欠選任
出入国法案(内閣提出第八七号)
刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第一〇九号)

五月二十六日
理事の補欠選任
出入国法案(内閣提出第一〇九号)
刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出第一〇九号)

○松澤委員長 おはかりいたします。
本日、最高裁判所牧刑事局長から出席説明の要
求がありますので、これを承認するに御異議あり
ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○松澤委員長 内閣提出、出入国法案及び刑事訴
訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案の
兩案を議題とし、順次提案理由の説明を聽取いた
します。前尾法務大臣。

○前尾法務大臣 出入国法案につきまして、提案
の理由を御説明申し上げます。
現行の出入国管理令は、昭和二十六年にいわゆ
るボッダム政令として制定されたものであります
が、最近におけるわが国の国際的地位の目ざまし
い向上、国際旅行の急激な活発化、航空機の大型
化、高速化に伴い、ここ数年来、出入国人が飛躍
的に増加しており、かつ、その大半を占める短期
の外国人旅行者につき、旅行手続の簡易化に関す
る国際的要請も強くなっていますので、現行制
度を改善し、出入国手続を簡素化するとともに、
年を追つて増加しております在留外国人に関する
在留制度の合理化をはかり、もつて、今日の諸情
勢に対応できるわが国にふさわしい出入国制度を
確立することは、喫緊の要務となつてゐるのであ
ります。

第三は、商用活動者その他特定の在留資格を付
与する場合などにおいて、その者の活動が日本人
の職域を侵害するおそれがあるなど必要があると
認められるときは、その在留資格について許され
る活動の範囲内で、活動の種類または場所などを
指定することができるようによるとともに、在留

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
委員長は、理事に林孝矩君及び麻生良方君を指名
いたします。

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
委員長は、理事に林孝矩君及び麻生良方君を指名
いたします。

○松澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
委員長は、理事に林孝矩君及び麻生良方君を指名
いたします。

資格によりある者は指定により定められた活動以外の活動を、許可を受けないで行なっている外国人に対しては、まず中止等を命じてその是正をはかり、これに従わないときに初めて退去強制等の対象とすることとして、外国人の在留制度の合理化をはかり、また、日本国の機関が決定した政策の実施に反対する公開の集会等を主催するなど、外国人として当然慎むべき一定の政治活動をした者に対しても、まず中止等を命じて是正をはかることができるようとしたことでありまして、この程度の規制は、主権国として当然の措置というべきであります。

第四は、重要な犯罪について訴追されているなどの外国人について、関係機関から通知があつたときは、一定時間出国確認の手続を留保してその国外逃亡を防止し、刑事手続等を適正に実行し得るようとしたことであります。

第五は、退去強制事由に該当した外国人に対して法務大臣が与える特別在留許可に関し、その性格が法務大臣の自由裁量処分であることは、現行の出入国管理令のそれと変わりませんが、これを与える段階につき、現行制度のもとでは、必ず退去強制手続を進めた上で法務大臣が裁決する場合においてのみ行なわれることとなつてゐるのを改め、違反調査の前であつても、また、退去強制令書の発付後であつても、いかなる段階においても特別在留許可を与え得ることとし、この制度適用の段階を拡大したことであります。

第六は、現行の出入国管理令では、退去強制手続を進める場合には、容疑者を必ず収容しなければならないこととしているのを改め、一定の事由が認められる場合には、容疑者を収容しないで手続を進め得ることに改めるとともに、収容できる期間も短縮し、人権の保障を全うするようにしたことであります。

第七は、退去強制令書が発付された者について、現行の出入国管理令では、その者の本国に向か直ちに強制送還すべきたまになつてゐるのを改め、退去を強制される者が自費でみすからの

希望する地域に向けて退去することのできる、いわゆる自費退去を優先させることとし、また、送還にあたつては、本国に送還することができない対象とすることとし、また、送還の決定にあたつては、できる限り本人の希望を尊重することとして、現行制度の硬直性を改めたことがあります。

第八は、現行の出入国管理令では、限られた在留資格についてのみ、その変更が認められているのを改め、在留資格を有する者すべてについて、その変更を認め得ることとしたほか、出国猶予期間の制度を新たに設け、在留の延長が許可できない場合でも、出国準備のため六十日間までの在留を認めるなどとするなど、在留外国人の便宜をはかったことであります。

第九は、外国において再入国許可の有効期間を延長することができるようになり、再入国の許可を受けて出国した者の外国における長期滞在を可能にしたことであります。

第十は、戦前から引き続きわが国に居住する朝鮮人、台湾人及びこれらの子につきましては、長年わが国に在留してわが国社会に定着している特殊性を考慮して、精神障害者、麻薬中毒者、らい病患者または公共の負担になつてゐる者であることとを理由としてこれらの者の退去強制をしないことを明文で規定したほか、永住者と同様、中止命令の対象となる政治活動の規制条項を適用しないこととするなど種々の特例を設け、一般外国人に比し優遇措置を講じたことがあります。

なお、この法律案は、第六十一回国会及び第十五回国会に提出した法律案に関して、各界から寄せられた意見について検討した結果に基づき、規制をしないこととしたほか、法律の名称も出入

国法に改めることとし、面目を新たにして今国会に提出したものであります。以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

この法律案は、刑事訴訟法第三十八条の規定に沿って弁護士の中から選任される弁護人、すなわち、いわゆる国選弁護人に支給すべき旅費のうち、船賃については、裁判所が相当と認める等級の運賃によって算定することとしようとするものであります。

現行の刑事訴訟費用等に関する法律によりますと、運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合に国選弁護人に支給される運賃は、中級以下の等級の運賃に限られることとされておりましたが、国選弁護人の職責、社会的地位及び国家公務員等に支給される旅費額との権衡を考慮いたしまして、これを裁判所が相当と認める等級の運賃によって算定することとし、上級の運賃を支給することもできるよう改めようとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○松澤委員長 引き続き、刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について審査を進みました。

○大竹委員長 引き続き、刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について審査を進みました。

そこで、必要的弁護事件につきましては、その裁判所のきめました期間内に回答がない場合、または被告人みずからが弁護人を選任いたしません場合は、裁判長は直ちに国選弁護人を職權で選任しなければならないということになるわけでございます。その他の任意的弁護事件につきましては、被告人が貧困その他事由によりまして弁護人を選任することができない場合には、裁判長は直ちに国選弁護人を職權で選任しなければならないわけでございます。

國選弁護人は裁判長が選任するわけでございますが、裁判所の所在地にある弁護士の中からこれをお選びしなければならないということが原則でございます。裁判所の所在地に弁護士がおりません

す。大竹太郎君。

○大竹委員 いま問題になつておりますこの法律は、非常に簡単なものでございまして、たいして質問する点はないのですが、たまたまこの

場合には、その他やむを得ない事情がある場合も同様でございますが、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域、または隣接する他の地方裁判所の管轄区域内にある弁護士の中から選任することができるということになっておるわけでございます。

以上、申し上げましたように、国選弁護人は裁判長が弁護士の中から選任するということになつておるわけでございますが、現実の運用といたしましては、最高裁判所の事務総局と日本弁護士会連合会、これはいまの日弁連の、大ざっぱに言うと前身的なものでございますが、昭和二十三年当時、各弁護士会を全員とする任意団体でございましたが、その日本弁護士会連合会との協議の結果、昭和二十三年七月以降におきましては、国選弁護人の人選については、各裁判所はその地の弁護士会に一任するという運用が行なわれておるようですが、その日本弁護士会連合会との協議の結果、昭和二十三年七月以降におきましては、国選弁護人を選任しようとしたときには、各弁護士会に人選を依頼する、そして各弁護士会は、あらかじめ作成されました国選弁護人のリスト、これが受任希望者名簿と申しておりますが、それに記載をされたものに基づいて人選をする、そういう運用になつておるようでございます。

○大竹委員 そこでお尋ねしたいのであります

が、このいただきました資料を拝見いたしましたが、参考資料の一ページに、昭和四十一年から昭和四十五年、この五年間の数字が出ております。せつかくこの数字が出ておりますのでお尋ねするのであります、これは一般的の事件、それから国選弁護人をつけた事件の件数等が出ております。いまちょっとお触れになりましたように、この国選弁護人をつけるのには、どうしてもつけなければならぬ事件、それから刑訴の三十七条で、裁判所が職権でつける案件と両方あるようであります。それが、その内訳はどういうようになつておるで

しょうか。

○貞家政府委員 実は、恐縮でございますが、この内訳につきましていま手元に資料がございませ

んが、感じから申しますと、必要的弁護事件は重大事件でございますから、非常に少ないものと思われます。

われは裁判所、弁護士会が非常な御努力をされて、慎重にお考えになつた結果であろうと思います。

ただ、若干の事例といたしまして、事後におきまして不満があるというようなことであるとか、あるいは被告人から暴行を受けるというような事例が若干ございまして、辞任をしたいというよう

申出があつたという事例を聞いております。ただ、法律のたてまえといたしましては、なるほど正面から国選弁護人を引き受けなければならぬという、そういった条文はございませんけれども、国選弁護人の選任ということを考えてみると、憲法上、被告人が請求いたしました場合に

は、国が必ず弁護士の中から国選弁護人をつけなければならないというような責務を負つておるわけでございます。また弁護士法によりましても、弁護士は正當の理由がなければ官公署の委嘱した事項を行なうことを辞することはできないというような規定がございます。そういつた国選弁護人といふものの本質から考えまして、一々承諾を要する

というふうには考えていないわけでございます。それは辞任はできるかという問題でございます。そういうふうには考えていないわけでございます。

○牧最高裁判所長官代理者 御承知のように、昭和四十四年のいわゆる十月、十一月に起つておるまでは、国選弁護人の意思表示だけでは、いわゆる辞任ということはできないのではないか。したがつて、国選弁護人を辞する正當な理由があると客観的に認められる場合におきましては、国選弁護人のほうから、裁判長に対して解任をしてほしいという申し出をすることができるという解釈になるのではないかと思うのでございます。

要するに、裁判所はどのようにお取り扱いになるのか、そのうりの事情がおありか

が、そう解釈いたしております。

○大竹委員 そこで、私は非常に疑問に思うのであります。が、同じ自由職業でも、医者のようなものは、これは人命に関する事であり、ことに時間に争う問題でありますから、急病人である場合、不在であればこれはもちろん問題であります。

たゞ、法律のたてまえといたしましては、なるほど正面から国選弁護人を引き受けなければならぬという意味においてはどうも気に食わぬところが、医者の義務として治療しないというわけにはいかないと私は思います。この弁護士の仕事といたしまして、どうも自分にはこれは不向きだ、

まあ辞任をするというようなことも、あいさるを得なくなるというようなこともあるようございます。ただ、やめないけれども被告人のほうから忌避と申しますが、弁護士は困るというようなことでやめざるを得なくなるというようなこともあります。ござります。

○貞家政府委員 詳細は裁判所当局から説明をし

ていただきことにいたしまして、たてまえだけを申し上げます。

○貞家政府委員 私が承知いたしております範囲では、当初から弁護士の方が、この事件の受任はいやだと言つて

いたふうに、私どもは、法律論でございます。

弁護人の辞任の申し出につきましては、先ほど
貞家部長からもお答えがございましたように、一
応辞任の申し出によつて訴訟上の効果が発生する
のではなくて、訴訟法のたてまえは、選任が裁判判
長の権限でございますので、一応裁判長の解任と
いうことが必要であろうかというふうに考えてお
ります。

士法の二十四条によりますと、弁護士は、官公署等の委嘱については、正当な理由がなくては辞することができないという規定がございますので、それと同様の趣旨にならうかと存じますが、裁判所として解任するときには、やはり正当な事由がある場合のみ解任すべきではなかろうかというふうに考えており、恣意的に裁判長の権限で交代させるということではなくございませんんで、やはり正当な事由のあった場合に解任するということではなければならないのじやなかろうかと存じます。

いう場合であらうかということは、なかなかわからず
かしい問題でござりますが、普通考へられており
ますのは、弁護人が長期の旅行とか病気といふよ
うなことで、弁護活動をすることができないよう
な場合とか、あるいは弁護人が被害者と特殊な親
族関係みたいのような関係にあつて、その事件を引
き受けることが必ずしも適当と思われないような
場合とか、その他あるいは被告人と弁護人との間
で、あるいは弁護人が暴行を受けるというような
ことがあつたりして、その弁護人が弁護活動をす
るということを期待することが、社会的に見ても
無理であろうと考えられるような場合、そういう
ようなことが、普通正当な事由に当たるのではないか
かろうかと議論されおります。

それで、先ほども申し上げました十月、十一月事件につきましては、弁護人からお申し出のあつた辞任の理由というものは、それぞれ違つておりますが、あるいは病気という理由で辞任の申し出をなされた分もございますし、あるいは被告人から暴行を受けたというようなことで、もうこれ以上

弁護活動はできないということと、辞任の申し出をされた方にもございますし、種々ございますけれども、いまのように、病気とかあるいは被告人から暴行を受けたというような場合は、正当な事由に当たるということは言うまでもないと存じます。が、その他の方々から辞任の理由として出された大部分は、いわゆる被告人との間に弁護の活動方針について意見が合わないというような御趣旨だつたり、あるいは裁判所の審理方式に不満であるというような御趣旨が辞任の理由になつておりますが、そういうものは、先ほどあげた正当な事由の中には入らないのではないかということで、裁判所のほうとしては、その弁護人については解任をいたさないということで、訴訟の手続がそのまま進められているのが非常に多いわけでござります。

その場合には、方法といたしましては、あるいは解任してあらためて選任をするというようなこともできることではないかとは思いますが、けれども、この事件に関しては、国選弁護人を選任するにあたりましては、弁護士会のほうで非常に苦労されたわけでございまして、選任を依頼いたしましてから平均一ヶ月以上の期日を要するほどそれぞれ弁護士会が努力されたもので、それを簡単に、辞任の申し出があつたらまたお願ひするというような形に、なかなかいきにく一面もあるうかと存じます。

そういうことで、現実の姿としては、一応辞任の申し出をなされたけれども、説得して、なお弁護活動を続けてほしいということをお願いいたしました。あの事件の新聞その他を持ってきておりましたので、大部分の方は、そのまま現在も弁護活動に従事していただいているのが現状でございました。

○大竹委員　いまいろいろ例を出して説明されたのであります。たとえば被告人から暴行を受けたような場合には云々といふお話をございまして、大部分の方は、そのまま現在も弁護活動の弁護士はどうも自分と意見が違うし困る、ほか

の弁護士にしてもらいたいというような、忌避と
でも申しますか、不信任とでも申しますか、そう
いうような意思をはっきり裁判所に表明した場合
には、どういうお取り扱いになりますか。
○牧最高裁判所長官代理者 被告人に国選弁護人
の解任請求権といふものは、現行法にはございま
せんので、一応被告人がそういう趣旨の申し出を

弁護士会で、会員数九百三十八名中五百六十九名で約六〇%、第二東京弁護士会で、会員數千四十一名中六百四十一名、これは約六一%に当たりますが、その程度でござります。

○大竹委員 それでは、問題になつておりますこの法案について、一、「お聞きいたしておきたい」と思ひます。

いたしましたときは、裁判所が職権で解任されることを促して、お願ひするという趣旨だらうと存じます。

ただ、国選弁護人制度といいますのは、いわゆる私選弁護人のように被告人が自分の好きな人を選ぶという趣旨ではございませんで、憲法で定められておりますのは、資格ある弁護人を付与するということが定められておるわけでござりますので、弁護士としては当然あらゆる事件について弁護活動をなし得る能力のある者というふうに一応認められる分でございますから、その分を弁護士会の推薦に基づいて裁判所が選任いたしました以上、被告人の恣意的ことで解任ということは適当ではないのじやないだらうかということです、たいていそういう場合には、そのままその弁護士の方に弁護活動を続行していただいておるというのが普通だらうと存じます。

現在問題になつておりますのは、旅費のうち、船賃の問題が改正になつておるのであります。この国選弁護人の船賃を除いた一般の旅費、日当、宿泊料、それから報酬、これはいずれも国選弁護人に關係のある問題で、資料をもいただいておりますけれども、順序といたしまして、これについて簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○貞家政府委員 お手元の資料の、ページ数がございませんが、参考資料の直前でございますけれども、刑事訴訟費用等に関する法律の第八条が弁護人の旅費、報酬等の規定でございまして、国選弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料につきましては、三条から五条まで、つまり証人等の旅費、日当、宿泊料の規定が準用されるわけでござります。また報酬につきましては、刑事訴訟費用等に関する法律の第八条第二項に別に規定がございまして、一、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により半額へ二支合すべき銀の額は、裁判所が

緒でございますが、弁護士会にまかして、弁護士会のリストによつて、その中から裁判所のほうで

「規定期間は、法律上のものと、裁判所が相当と認めるところによる。」法律上はそういう規定になつてゐるわけでござります。

選任されるというお話をございましたので、これは弁護士会によつてそれぞれ多少違うかと思うわけでございますが、たとえば東京あたりの弁護士会の例にとつてみますと、その中でリストに載つていらっしゃる人といふものは、一体どんな割合になつてゐるものですか。

そこで、具体的に逐次簡単に申し上げますと、旅費のうち鉄道賃、航空賃、路程賃というようなものにつきましては、証人、鑑定人と同様でございまして、等級をつけておりますものにつきましては、運賃の等級を三階級に区分するのは、現在のところ船賃だけでございますので、これを省略

○貞家政府委員 その点につきましては、昨年の四月八日現在の調査でございますが、これは地方裁判所事件のみについてでございますが、国選弁護人受任者名簿に登録されております弁護士は、東京弁護士会で、当時の会員数三千三百四十五名中一千五百五十名、約六六%でございます。第一東京

することにいたしますと、二階級に区分するものについては、裁判所が相当と認める等級の運賃を支給する。したがいまして、裁量によりまして上級も支給することが可能でございます。それに一定の距離に応じまして、急行料金、特別急行料金、特別車両料金というようなものが、それに合

わせて支給されるわけでございます。路賃は鉄道、船舶の便のないところでございますが、これは最高裁判所の制定された刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則といふものよりまして、一キロメートルにつき十三円以内ということになつております。

日当につきましては、出頭、取り調べ及びそれらのための旅行に必要な日数に応じて支給されるわけでございまして、これは昨年の法律制定の段階におきまして、いわゆる旅行日日当という制度も設けたわけでございますが、この金額につきましては、先ほど申し上げました最高裁判所の規則によりまして、一日当たり千五百円以内ということになつておられるわけでございます。日当につきましては、証人と同額が支給されるわけでございまして、

宿泊料につきましては、法律は五条でございますが、具体的にはやはり、最高裁判所の、先ほど申し上げました規則によりまして、一夜当たり、甲地方と乙地方に分けまして、甲地方は二千七百円以内、乙地方は二千三百円以内ということがなつておられるわけでございます。なお、この日当及び宿泊料につきましては、最高裁判所におかれまして規則の改正によって、若干の増額をされる予定であるというふうに承知いたしております。

報酬につきましては、各裁判所が諸般の事情を考慮いたしまして支給されるわけでございますが、この点につきましても、一応の基準のようなもののが最高裁判所から出されておりまして、各裁判所におきましては、その基準を参考としてそれにのっとった運用が行なわれておるというふうに承知しております。具体的な報酬額の決定にあたりましては、事件の難易、あるいは弁護人の訴訟活動、開廷回数、あるいは各地の実情というようなものが考慮されて運用がなされておるというふうに承知いたしております。

○大竹委員 それでは、この改正案でありますが、提案理由の説明を拝見いたしますと、「国選弁護人の職責、社会的地位及び国家公務員等に支

給される旅費額との権衡を考慮いたしまして、」

云々、こういう提案理由の説明になつておりますが、非常に抽象的でありますので、これをもう少し具体的に説明をしていただきたい。

○真家政府委員 国選弁護人の職責あるいは弁護士の社会的地位という問題につきましては、大竹委員の前で述べた御説明する必要がないと思いますが、その点は、重大な法上の國の義務の遂行に不可欠のことに対する協力をされるわけでございまして、そういう職責、社会的地位というものが非常に高い、重大であるということは当然だと思われるわけでございます。

そこで、問題はその次にござりますが、「国家公務員等に支給される旅費額との権衡」という点でござります。非常に具体的に問題ではないかと思われるわけでございます。

思われますのは、同じく弁護士の方が、たとえば司法研修所の教官であるとか、あるいは裁判所関係の委員会の委員というようなものに任命されまして旅行されますが、弁護士としての経験年数、これはむろん裁判官、検察官も含めて、法曹としての在職年数ということでおられます。非常に長い年数でござりますが、

十年以上の方には、国家公務員で申します指定職相当額の旅費が支給されるようになつておるわけでございます。指定職というのは、一般職の国家公務員では最高のクラスでございまして、むろん

船賃につきましても、三階級に分かれている場合には、上級が支給されるということになるわけでございます。そういう特殊の場合にそういう待遇を受けますのにかかわらず、弁護士としての本來の職務活動である国選弁護人の場合に、その額が中等以下に抑えられているという点は、非常に不合理ではないかというふうに考えられるわけ

けでございまして、国選弁護人のみが経験年数のいかんにかかる中等以下であるというのは、

同じく不合理であると思われるわけでございま

す。また、国選弁護人とやや似ている制度といたし

まして、刑事訴訟法の二百六十八条一項の規定によつて審判に付される事件、準起訴事件の指定弁

護人制度がございますが、この場合に手当はどうなるかと申しますと、政令に規定がございまして、検事の一号は相当上位でございますが、一号の検事に対して支給する旅費の額にひとしい額を手當に加算するというような規定になつておるわけございまして、どれを見ましても、国選弁護人としての活動についてのみ船賃を中級以下といふことは、合理性を欠くのではないかというふうに考えた次第でございます。

○大竹委員 これで終わります。

○羽田野委員長代理 次回は、来たる六日前午時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

第六章 退去強制

第一節 退去強制の対象者(第三十七条)

第二節 違反調査(第三十八条—第四十九条)

第三節 審査、口頭審理及び異議の申出(第五十条—第五十四条)

第四節 退去強制令の執行(第五十五条—第五十九条)

第五章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任(第六十一条—第六十五条)

第六章 管理機関(第六十八条—第七十三条)

第七章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任(第六十六条—第六十七条)

第八章 日本人の出国及び帰国(第六十六条—第六十七条)

第九章 管理機関(第六十八条—第七十三条)

第十章 补則(第七十四条—第八十条)

第十一章 罰則(第八十一条—第八十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 外国人

日本国籍を有しない者をいう。

二 乗員

船舶又は航空機の乗組員をいう。

三 日本国領事官等

外國に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。

四 旅券

日本国政府、日本国領事官が承認した

五 乗員手帳

船舶又は航空機により人又は物を輸送する事業を営む者及びその者のため

六 出入国港

場として政令で定めるものをいう。

第五章 出入国法

目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 入国(第三条)

第三章 上陸

第四節 直行通過区域(第二十条)

第五節 在留

第六節 在留の原則(第二十一条—第二十七条)

第七節 在留資格の区分の変更等(第二十八条—第三十三条)

第八節 在留の期間(第三十四条—第三十六条)

- (法務省令で定める者を除く。)をいう。
- 八 在留資格 外国人が本邦に在留することができる資格をいう。
- 九 在留期間 在留資格を有する外国人が本邦に在留することができる期間をいう。
- 一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは預事館の構成員又は条約若しくは國際慣行によりこれらの者と同様の特權及び免除を受ける者としての在留資格
- 二 本邦で日本国政府が承認した外国政府又は國際機関の公務に従事する者としての在留資格
- 三 外国の宗教団体により本邦に派遣されて布教その他の宗教上の活動に従事する者としての在留資格
- 四 外国の報道機関により本邦に派遣されて取材活動に従事する者としての在留資格
- 五 本邦の学術研究機関若しくは教育機関において研究の指導若しくは教育に従事し、又は本邦で学術上若しくは芸術上の活動に従事する者としての在留資格
- 六 本邦で貿易に従事し、又は企業、投資その他他の営利事業の管理業務に従事する者としての在留資格
- 七 本邦の公私機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を得る者としての在留資格
- 八 本邦で演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行ない、又はこれらの興行に出演し、若しくは出場する者としての在留資格
- 十 本邦で熟練労働その他特殊な技術又は技能を要する労働に従事する者としての在留資格
- 十一 本邦で永住する者としての在留資格
- 十二 日本人又は第二号から前号までに規定する者の配偶者又は二十歳に満たない子で配偶者

- 十三 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習若しくは会合への参加又は業務連絡の目的その他これらに類似する目的をもつて、短期間本邦に滞在する者としての在留資格に係るものと除く。)は、三年をこえない範囲内で政令で定める。
- 十四 前各号に掲げるものを除くほか、法務省令で特に定める者としての在留資格
- 十五 第二章 入国
- (入国)
- 第二条 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。
- 第三章 上陸
- 第二節 上陸許可
- (上陸許可)
- 第四条 外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、この節及び次節に定めるところにより上陸許可を受けなければ本邦に上陸してはならない。
- (上陸許可の要件)
- 第五条 次の各号の一に該当する外国人に対しても、上陸許可をすることができる。
- 一 第二条第二項各号(第十一号を除く。)に規定する者(次号に該当する者を除く。)で、日本國領事官等の有効な査証を受けており、かつ、第八条第一項の事前認定を受けなければならない者にあっては、同項の事前認定を受けているもの。ただし、条約又は政府間の取決めにより査証を免除されている者は、査証を受けていることを要しない。
- 二 第三十六条第一項の許可を受けている者

- 第六条 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。
- 一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百四十四号)の適用を受ける患者
- 二 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百一十三号)に規定する精神障害者、覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法(昭和二十八年法律第二百四十四号)に規定する麻薬中毒者
- 三 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担によるおそれのあるもの
- 四 日本国又は日本国外の国の法令に違反して無期若しくは一年以上の有期の懲役若しくは禁錮又はこれに相当する刑に処せられたことのある者(政治犯罪により刑に処せられたことのある者(政治犯罪により刑に処せられたことのある者を除く。)で、当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつたことのある者を除く。)で、当該刑の執行に因る日本又は日本国外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者
- 五 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の取締りに関する日本又は日本国外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者
- 六 売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行なつたことのある者
- 七 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあり、そそのかし、又は助けた供その他の売春に直接に関係がある業務を行なう者
- 八 麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十四号)に規定する大麻、あへん法(昭和二十九年法律第七十号)に規定するけし、あへん若しくはけし

- 九 不法に所持する者
- 十 銃砲刀劍類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に規定する銃砲若しくは刀劍類又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)に規定する火薬類を不法に所持する者
- 十一 前二号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、第十四条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去了した者で、当該退去の日から三年を経過していないもの
- 十二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者
- 十三 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者
- イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体
- ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体
- ハ 工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体
- 十四 前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者
- 十五 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本國の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当

の理由がある者

2 前条第一号に該当する者については、前項中「次の各号の一に該当する」とあるのは、「第三十六第一項の許可を受けた後に生じた事実により次の各号の一に該当する」とする。

3 第一項各号に掲げる者に相当する者以外の日本人について特定の事由によりその上陸を拒否している国の国籍又は市民権を有する外国人のうち、当該事由に相当する事由で法務大臣が定めるものに該当する者に対しては、上陸許可をすることができない。

(特別上陸許可)

第七条 法務大臣は、前一条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する外国人に対し、特別に上陸許可をすることができる。

一 日本人の親族で、その扶養を受けているもの。

二 本邦に本籍を有したことのある者

三 第三十六条第一項の許可を受けて出国していいた者で、本邦に生活の本拠を有しているもの。

四 前三号に掲げる者を除くほか、特別に上陸を許可すべき事情がある者

(事前認定)

第八条 第一条第二項第五号から第十号まで、第十二号又は第十四号の在留資格の決定を受けて

本邦に在留するため上陸許可を受けようとする外国人は、あらかじめ、当該在留資格により本邦に在留することを適当であると認める旨の法務大臣の事前認定を受けなければならない。

ただし、法務大臣の定める要件に該当する者については、この限りでない。

2 法務大臣は、前項に規定する外国人のうち、第一条第二項第五号から第十号までの在留資格に係る者について、前項ただし書の要件を定め、又は同項の事前認定をする場合においては、それぞれ当該各号に規定する活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。

第二節 上陸許可の手続

(上陸許可の申請及び審査)

第九条 上陸許可を受けようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、入国審査官に対し上陸許可の申請をして、その審査を受けなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、前項の申請をした者が第五条各号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、第六条第一項又は第三項に規定する者のいずれにも該当しないと認定したときでなければ、上陸許可をしてはならない。

3 入国審査官は、上陸許可をする場合には、当該許可に係る外国人の在留資格の区分及び在留期間を決定しなければならない。

4 前項の上陸許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、上陸許可の証印をして行なうものとする。

5 入国審査官は、第三項の規定により第二条第六項第五号から第十号までの在留資格を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該各号に規定する活動のうち当該外国人の行なうべき活動を指定し、又は当該各号に規定する活動(当該外国人の行なうべき活動を指定した場合においては、当該指定に係る活動)を行なうべき場所、機関等を指定することができる。

二項第五号から第十号までの在留資格を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該各号に規定する活動のうち当該外国人の行なうべき活動を指定し、又は当該各号に規定する活動(当該外国人の行なうべき活動を指定した場合においては、当該指定に係る活動)を行なうべき場所、機関等を指定することができる。

6 入国審査官は、第二項の規定により第二条第二項第十四号の在留資格を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該外国人の行なうべき活動を指定し、又は当該指定に係る活動を行なうべき場所、機関等を指定することができる。

7 入国審査官は、前二項の規定による指定をしたときは、当該指定の内容を旅券に記載しなければならない。

8 入国審査官は、第五条第二号に該当する者について第三項の上陸許可をする場合には、同項の規定による在留資格の区分及び在留期間の決定並びに第四項の規定によるこれらの事項の記載をすることを要しない。

(異議の申出)

第九条 第二号に該当する者で、第三項の上陸許可を受けたものは、最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて本邦に在留するものとし、その者がその当時第二十二条第二項又是第二十四条第一項に規定する指定を受けていたときは、当該指定は、その上陸許可の後においても、なおその効力を有するものとする。

10 入国審査官は、第三項の上陸許可をすることできぬ場合には、直ちにその旨を地方入国管理官署(入国管理事務所及び法務省令で定める入国管理事務所の出張所をいう。以下同じ。)の長に報告しなければならない。

11 入国審査官は、第一項の審査をする場合において、必要があると認めるときは、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入ることを禁止することができる。(口頭審理)

第十条 地方入国管理官署の長は、前第十項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国人に対し、すみやかに口頭審理を行なわなければならぬ。

2 地方入国管理官署の長は、口頭審理を行なった場合には、口頭審理に関する記録を作成しなければならない。

3 当該外国人又はその代理人は、口頭審理に当たつて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。

4 当該外国人は、地方入国管理官署の長の許可を受けて、親族又は知人の一人を口頭審理に立ち会わせることができる。

5 地方入国管理官署の長は、口頭審理に当たつて、当該外国人の請求に基づき、又は職権に基づき、法務省令で定める手続により、証人の出頭を命じて、宣誓させ、証言を求めることができる。

6 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をする場合には、当該外国人の在留資格の区分及び在留期間を決定しなければならない。

い。

7 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができない場合には、当該外国人に対し、すみやかに、理由を示してその旨及び次条第一項の規定により異議を申し出ることができる旨を通知しなければならない。

8 前条第十一項の規定は第一項の口頭審理について、同条第二項及び第四項から第八項までの規定は第六項の上陸許可をする場合について、同条第九項の規定は第五条第二号に該当する者で、前項の上陸許可を受けたものについて準用する。

9 第五条第二号に該当する者で、第三項の上陸許可を受けたものは、最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて本邦に在留するものとし、その者がその当時第二十二条第二項又是第二十四条第一項に規定する指定を受けていたときは、当該指定は、その上陸許可の後においても、なおその効力を有するものとする。

10 入国審査官は、第三項の上陸許可をすることできぬ場合には、直ちにその旨を地方入国管理官署(入国管理事務所及び法務省令で定める入国管理事務所の出張所をいう。以下同じ。)の長に報告しなければならない。

11 入国審査官は、第一項の審査をする場合において、必要があると認めるときは、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入することを禁止することができる。(異議の申出)

第十一条 前条第七項の規定による通知を受けた外国人は、異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による異議の申出があつたときは、意見を附して、前条第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を地方入国管理官署の長に通知するものとする。

4 地方入国管理官署の長は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときはすみやかに第一項の規定による異議の申出をした外国人に対しその旨を通知し、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときはすみやかに在留資格の区分及び在留期間を決定して上陸許可をしなければならない。

5 第九条第四項から第八項までの規定は前項の上陸許可をする場合について、同条第九項の規定は第五条第二号に該当する者で、前項の上陸許可を受けたものについて準用する。

6 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をする場合には、当該外国人の在留資格の区分及び在留期間を決定しなければならない。

(特別上陸許可の手続)

第十二条 法務大臣は、第九条第一項の申請をし
た外国人に対し第七条の上陸許可（以下「特別
上陸許可」という。）をする場合には、当該外
人の在留資格の区分及び在留期間を決定するも
のとする。

2 特別上陸許可是、地方入国管理官署の長に當

該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資
格の区分及び在留期間を記載し、上陸許可の証印
をさせて行なうものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定により第二条第二
項第五号から第十号までの在留資格を決定する
場合において、必要があると認めるときは、当
該各号に規定する活動のうち当該外国人の行な
うべき活動を指定し、又は当該各号に規定する
活動（当該外国人の行なうべき活動を指定した
場合にあつては、当該指定に係る活動）を行
なうべき場所、機関等を指定することができます。
4 法務大臣は、第一項の規定により第二条第二
項第十四号の在留資格を決定する場合におい
て、必要があると認めるときは、当該外国人の
行なうべき活動を指定し、又は当該指定に係る
活動を行なうべき場所、機関等を指定するこ
とができる。

5 地方入国管理官署の長は、前二項の規定によ
る指定がされたときは、当該指定の内容を旅券
に記載しなければならない。

6 地方入国管理官署の長は、第九条第一項の申
請をした外国人について法務大臣に特別上陸許
可を上申することができる。

7 法務大臣は、前項の規定による上申があつた

場合において、特別上陸許可をしないときは、
地方入国管理官署の長にその旨を通知するもの
とする。

（仮上陸）

第十三条 地方入国管理官署の長は、特に必要が
あると認める場合には、第九条第一項の申請を
した外国人が上陸許可を受け、又は次条第一項
の規定により退去を命ぜられるまでの間、当該

外国人に対し、仮上陸を許可することができ
る。

2 仮上陸の許可是、当該許可に係る外国人に仮
上陸許可書を交付して行なうものとする。この
場合において、地方入国管理官署の長は、当該
外国人の仮上陸中の住居を定めなければなら
ない。

3 仮上陸の許可を受けた外国人は、前項の規定
により定められた住居に居住し、地方入国管
理官署の長から呼出しがあつたときは、これに応
じなければならない。

4 仮上陸の許可をする場合には、地方入国管
理官署の長は、当該許可に係る外国人に対し、法
務省令で定めるところにより、行動の範囲そ
他の事項に関して必要と認める条件を附し、又
は三十万円をこえない範囲内で法務省令で定
める額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付さ
せることができる。

5 前項の保証金は、次項の規定により国庫に帰
属させない限り、当該外国人が上陸許可を受け
たとき、又は次条第一項の規定により退去を命
ぜられたときは、その者に返還しなければなら
ない。

6 地方入国管理官署の長は、法務省令で定める
ところにより、仮上陸の許可を受けた外国人が
逃亡したとき、又は第三項の規定に違反して呼
出しに応じないときは第四項の保証金の全部
を、同項の規定により附された条件に違反し、
又は第二十五条の規定に違反したときはその一
部を国庫に帰属させるものとする。

7 地方入国管理官署の長は、仮上陸の許可を受
けた外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理
由があるときは、収容令書を発付して、必要と
認める期間、入国警備官に当該外国人を収容さ
せることができる。

8 第四十五条第三項の規定は前項の収容令書に
ついて、第四十六条及び第四十七条の規定は前
項の規定による外国人の収容について準用す
る。この場合において、第四十五条第三項中

「容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の
要旨」とあるのは「仮上陸の許可を受けた外
国人の氏名及び国籍、収容すべき事由」とあるのは
十七条第二項中「容疑事実の要旨」とあるのは
「収容すべき事由」と読み替えるものとする。
(退去命令)

第十四条 地方入国管理官署の長は、第九条第一
項の申請をした外国人が次の各号の一に該当す
るに至った場合には、その者に対し、出国期限
を定めて、本邦からの退去を命じなければなら
ない。ただし、第十二条第六項の規定による上
申をした場合において、同条第七項の規定によ
る通知があるまでの間は、この限りでない。

1 第十条第七項の規定による通知を受けた場
合において、文書により第十一条第一項の規
定による異議の中止をしない旨を明らかにし
たとき、又は当該通知を受けた日から三日以
内に同項の規定による異議の申出をしなかつ
たとき。

2 異議の申出が理由がないと裁決した旨の第
十一条第四項の規定による地方入国管理官署
の長からの通知を受けたとき。

3 前項の規定による命令は、当該外国人に退去
命令書を交付して行なうものとする。

4 地方入国管理官署の長は、第一項の規定によ
り退去を命ずる場合には、当該外国人が乗つて
て、その乗つてきた船舶若しくは航空機に乗つ
て、又は他の船舶若しくは航空機に乗り換えて
出国するまでの間、本邦を通過するため上陸す
ることを希望するときは、その者の乗つている
船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは
航空機に係る運送業者にその旨を通知しな
ければならない。

（寄港地上陸）

第十五条 入国審査官は、本邦に入国した外国人
である乗員又は通過者が、他の出入国港におい
て、その乗つてきた船舶若しくは航空機に乗つ
て、又は他の船舶若しくは航空機に乗り換えて
出国するまでの間、本邦を通過するため上陸す
ることを希望するときは、その者の乗つている
船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは
航空機に係る運送業者の申請に基づき、当該外
国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲
において上陸の期間を定めて通過上陸を許可
することができる。ただし、当該外国人が第六
条第一項又は第三項に規定する者に該当する場
合は、この限りでない。

2 通過上陸の許可是、当該許可に係る外国人の
所持する旅券にその旨を記載し、又は当該外
国人に通過上陸許可書その他の法務省令で定める
当該許可があつたことを示すものを交付して行
なうものとする。

3 入国審査官は、通過上陸の許可をする場合に
は、当該許可に係る外国人に対し、行動の範囲

で出國するまでの間、一時当該出入国港の周辺
に上陸することを希望するときは、その者の乗
つている船舶若しくは航空機の長又はその船舶
若しくは航空機に係る運送業者の申請に基づ
き、当該外国人に対し、政令で定める期間をこ
えない範囲内において上陸の期間を定めて寄港
地上陸を許可することができる。ただし、当該
外国人が第六条第一項又は第三項に規定する者
に該当する場合は、この限りでない。

2 寄港地上陸の許可是、当該許可に係る外国人
の所持する旅券にその旨を記載し、又は当該外
国人に寄港地上陸許可書その他の法務省令で定
める当該許可があつたことを示すものを交付し
て行なうものとする。

3 入国審査官は、寄港地上陸の許可をする場合
には、当該許可に係る外国人に対し、行動の範
囲その他の事項に関して必要と認める条件を附
して行なうものとする。

4 通過上陸の許可を受けた外国人は、前項の規定
によるとおり、行動の範囲を守らなければなら
ない。

その他の事項に関して必要と認める条件を附す
ることができる。

(緊急上陸)

第十七条 入国審査官は、船舶又は航空機に乗つ
ている外国人が疾病その他の理由による生命又

は身体の危険を避けるため緊急に上陸する必要
が生じたときは、当該外国人の乗つている船舶

若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空
機に係る運送業者の申請に基づき、必要がある
と認めるときは厚生大臣又は法務大臣の指定す
る医師の診断を経て、当該外国入に対し、政令

で定める期間をこえない範囲内において上陸の
期間を定めて緊急上陸を許可することができる。

2 緊急上陸の許可は、当該許可に係る外国人に
緊急上陸許可書その他の法務省令で定める当該
許可があつたことを示すものを交付して行なう
ものとする。

3 入国審査官は、緊急上陸の許可をする場合に
は、当該許可に係る外国人に対し、行動の範囲
その他の事項に関して必要と認める条件を附す
るものとする。

4 緊急上陸の許可があつたときは、第一項に規
定する船舶若しくは航空機の長又は運送業者
は、当該許可に係る外国人の生活費、治療費、
葬儀費がその他緊急上陸中の一切の費用を支弁
しなければならない。

(避難上陸)

第十八条 入国審査官は、船舶又は航空機が遭難
した場合において、その船舶又は航空機に乗つ
ていた外国人の救護のため緊急の必要があると
認めるときは、水難救助法(明治三十二年法律
第五十九号)の規定による救護の事務を行なう
市町村長、その船舶若しくは航空機の長、その
船舶若しくは航空機に係る運送業者又は当該外
国人を救護した船舶若しくは航空機の長の申請
に基づき、当該外国人に対し、政令で定める期
間をこえない範囲内において上陸の期間を定め
て避難上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、警察官又は海上保安官から前
項に規定する外国人の引渡しを受けたときは、
直ちに避難上陸の許可をするものとする。

3 避難上陸の許可は、当該許可に係る外国人に
許可があつたことを示すものを交付して行なう
ものとする。

4 入国審査官は、避難上陸の許可をする場合に
は、当該許可に係る外国人に対し、行動の範囲
その他の事項に関して必要と認める条件を附す
るものとする。

5 避難上陸の許可があつたときは、遭難した船
舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航
空機に係る運送業者は、当該許可に係る外国人
の生活費、治療費その他避難上陸中の一切の費
用を支弁しなければならない。

(許可の取消し)

第十九条 地方入国管理官署の長は、寄港地上陸
の許可、通過上陸の許可、緊急上陸の許可又は避
難上陸の許可(以下「一時上陸の許可」という。)
を受けた外国人が第十五条第三項、第十六条第三
項、第十七第三項若しくは前条第四項の規定
により附された条件に違反したとき、又は第二
五十五条の規定に違反したときは、当該許可を
取り消すことができる。

(直行通過区域)

第四節 直行通過区域

第二十一条 航空機により本邦に入国した外国人
は、同一の出入国港において、その航空機に乗
つて、若しくは他の航空機に乗り換えて出国し、
若しくは他の出入国港におもむくため、この章
第一節に規定する上陸許可の手続のため、又は
寄港地上陸の許可若しくは通過上陸の許可を受
けるため、相当の期間、法務大臣が運輸大臣と
協議して指定する出入国港内の区域(以下「直
行通過区域」という。)にとどまることができ
る。

(避難上陸)

第十八条 入国審査官は、船舶又は航空機が遭難
した場合において、その船舶又は航空機に乗つ
ていた外国人の救護のため緊急の必要があると
認めるときは、水難救助法(明治三十二年法律
第五十九号)の規定による救護の事務を行なう
市町村長、その船舶若しくは航空機の長、その
船舶若しくは航空機に係る運送業者又は当該外
国人を救護した船舶若しくは航空機の長の申請
に基づき、当該外国人に対し、政令で定める期
間をこえない範囲内において上陸の期間を定め
て避難上陸を許可することができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項に規定する外
国人で、正当な理由がないのに直行通過区域に
在留することができる。

とどまつているもの又は相当の期間を経過した
後も直行通過区域にとどまつているものに対
し、出國期限を定めて、本邦からの退去を命ず
ることができる。

第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の
規定により退去を命ずる場合について準用す
る。

3 第十四第二項及び第三項の規定は、前項の
規定により退去を命ずる場合について準用す
る。

4 第一項に規定する外国人で、直行通過区域を
経由して直行通過区域以外の本邦の地域に立ち
入るものに対するこの法律の規定の適用につい
ては、直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入
ることをもつて上陸とする。

第四章 在留

第一節 在留の原則

(在留の原則)

第二十一条 外国人は、法律に別段の定めがある
場合を除き、在留資格を有しなければ本邦に在
留することができない。

(在留活動者)

第二十二条 第二条第二項第二号から第十号まで
の在留資格を有する外国人(以下「在留活動者」
といふ。)は、次項に規定する者を除き、それぞ
れ当該各号に規定する活動(以下「在留活動」と
いふ。)を行なうべき者として本邦に在留するも
のとする。

2 在留活動者で、第九条第五項(第十条第八項
及び第十一条第五項において準用する場合を含
む。)又は第十二条第三項(第三十三条において
準用する場合を含む。)の規定による指定(第六
項の規定による変更後の指定を含む。以下この
条及び第二十六条第一項第一号において「指定」
という。)を受けているものは、次の各号に掲げ
る区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる活動
を行なうべき者として本邦に在留するものとす
る。

3 前項の許可は、入国審査官に当該許可に係
る外国人の所持する旅券又は在留許可書に新たな
若しくは第三十二条第二項の在留許可書(以下
第三十三条までにおいて「在留許可書」という。)
当該許可の内容及び有効期間を記載させて行な
うものとする。

4 第二項に規定する者が当該指定の変更を法務
大臣に申請した場合には、法務大臣は、これを
変更することができる。

5 前二項の許可は、入国審査官に当該許可に係
る外国人の所持する旅券又は第三十二条第四項
若しくは第三十二条第二項の在留許可書(以下
第三十三条までにおいて「在留許可書」という。)
当該許可の内容及び有効期間を記載させて行な
うものとする。

6 第二項に規定する者が当該指定の変更を法務
大臣に申請した場合には、法務大臣は、これを
変更することができる。

7 前項の規定による変更は、入国審査官に当該
外国人の所持する旅券又は在留許可書に新たな
指定の内容を記載させて行なうものとする。

(家族及び短期滞在者)

第二十三条 第二条第二項第十一号の在留資格を
有する外国人(以下「家族」という。)及び同項第
十三号の在留資格を有する外国人(以下「短期
滞在者」という。)は、在留資格の区分を変更す
ることなく、在留活動をし、又は職業につき、
若しくは報酬を受ける活動をしようとするとき
は、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなけれ
ばならない。

三 活動の指定及び場所、機関等の指定を受け
ている者 当該指定に係る場所、機関等にお
ける当該指定に係る活動

とどまつているもの又は相当の期間を経過した
後も直行通過区域にとどまつているものに対
し、出國期限を定めて、本邦からの退去を命ず
ることができる。

第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の
規定により退去を命ずる場合について準用す
る。

3 在留活動者は、在留資格の区分を変更するこ
となく、他の区分の在留資格に係る在留活動を
し、又は在留活動以外の活動に係る職業につ
き、若しくは在留活動以外の報酬を受ける活動
をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣
の許可を受けなければならない。

4 第二項に規定する者は、前項に規定するもの
のほか、当該指定の変更を受けることなく、当
該指定に係る活動以外の在留活動をし、又は当
該指定に係る場所、機関等における活動(活動の
指定期を受けている者にあっては、当該指定に
係る活動)をしようとするときは、あらかじめ、法務
大臣の許可を受けなければならない。

5 前二項の許可は、入国審査官に当該許可に係
る外国人の所持する旅券又は第三十二条第四項
若しくは第三十二条第二項の在留許可書(以下
第三十三条までにおいて「在留許可書」という。)
当該許可の内容及び有効期間を記載させて行な
うものとする。

6 第二項に規定する者が当該指定の変更を法務
大臣に申請した場合には、法務大臣は、これを
変更することができる。

7 前項の規定による変更は、入国審査官に当該
外国人の所持する旅券又は在留許可書に新たな
指定の内容を記載させて行なうものとする。

(家族及び短期滞在者)

第二十三条 第二条第二項第十一号の在留資格を
有する外国人(以下「家族」という。)及び同項第
十三号の在留資格を有する外国人(以下「短期
滞在者」という。)は、在留資格の区分を変更す
ることなく、在留活動をし、又は職業につき、
若しくは報酬を受ける活動をしようとするとき
は、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなけれ
ばならない。

2 前条第五項の規定は、前項の許可について準用する。

(特定在留者)

第二十四条 第二条第二項第十四号の在留資格を有する外国人(以下「特定在留者」という。)で、

第九条第六項(第十一条第八項及び第十二条第五項において準用する場合を含む。)又は第十二条第四項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による指定(第三項において準用すむ。)の規定による指定(第十二条第六項の規定による変更後の指定を含む。)は第二十二条第六項の規定による変更後の指定を含む。以下この条において「指定」という。)を受けるものには、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる活動を行なうべき者として本邦に在留するものとする。

一 活動の指定のみを受けている者 当該指定を受けている者 当該指定に係る場所、機関等において、当該指定に係る活動に係る活動の区分を変更することなく、又は当該指定の変更を受けることなく、又は当該指定に係る活動の区分を変更することなく、又は当該指定の変更を受けることをせん動する演説若しくは文書図画の頒布若しくは展示をした者(第二条第二項第十一号の在留資格を有する者を除く。)

二 活動の指定及び場所、機関等の指定を受けている者 当該指定に係る場所、機関等における当該指定に係る活動に係る活動の区分を変更することなく、又は当該指定の変更を受けることをせん動する演説若しくは文書図画の頒布若しくは展示をした者(第二条第二項第十一号の在留資格を有する者を除く。)

三 第二十二条第五項の規定は前項の許可について、同条第六項及び第七項の規定は第一項に規定する者の指定の変更について準用する。

(仮上陸者及び一時上陸者)

第二十五条 仮上陸の許可又は一時上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人は、在留活動をし、又は職業につき、若しくは報酬を受ける活動をしてはならない。

(中止命令等)

第二十六条 地方入国管理官署の長は、次の各号の一に該当する外国人に対し、書面をもつて、當該各号の一に該当することとなつた行為を繼續しないよう又は同種の行為を反復しないよう命ずることができる。

一 第二十二条第三項若しくは第四項、第二十一条第一項又は第二十四条第二項の規定に違反して、在留活動若しくは指定に係る活動をし、又は職業につき、若しくは報酬を受ける活動をした者

二 日本国の機関において決定した政策の実施に反対する公開の集会若しくは集団示威運動を主催し、若しくは指導し、又は公衆に対して、日本国の機関において決定した政策の実施に反対することをせん動する演説若しくは文書図画の頒布若しくは展示をした者(第二条第二項第十一号の在留資格を有する者を除く。)

三 前項の規定による許可は、入国審査官に、當該許可に係る外国人の所持する旅券に永住許可の証印をさせ、又は当該外国人に対し永住許可書を交付させて行なうものとする。

(在留資格の区分の変更)

第二十七条 本邦に在留する外国人は、入国審査官、警察官、海上保安官、税關職員その他法務省令で定める國又は地方公共團體の職員が、その職務の執行に当たり、旅券等の提示を求めることを准用する。

二 素行が善良であること。

三 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

ばならない外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、税關職員その他法務省令で定める國又は地方公共團體の職員が、その職務の執行に当たり、旅券等の提示を求めることを准用する。

一 引き続き五年以上本邦に在留すること。

二 素行が善良であること。

三 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。

第三十一条 日本の国籍の喪失、出生その他の事由により前章の規定による上陸に関する手続を

経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる。

2 法務大臣は、前項に規定する外国人が第二条第一項第一号の在留資格以外の在留資格の取得を希望する場合には、その者の申請に基づき、当該申請に係る区分の在留資格の取得を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、在留期間を定めてこれを許可することができる。

3 前項の申請は、第一項に規定する事由が生じた日から三十日以内にしなければならない。

4 第二項の規定による許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、在留資格取得許可の証印をさせ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した在留許可書を交付させて行なうものとする。

5 第二十八条第二項の規定は、第二項の規定による許可をする場合について準用する。

6 家族は、その有する在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつたときは、その在留資格を失うものとする。

7 前項の規定により在留資格を失つた外国人は、第一項から第五項までの規定の適用については、前章の規定による上陸に関する手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人のみなす。この場合において、第一項中「当該事由が生じた日」とあり、第三項中「第一項に規定する事由が生じた日」とあるのは、「その有する在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつた日」とする。

(特別在留許可)

第三十一条 法務大臣は、外国人が第三十七条各号の一に該当する場合でも、その者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、在留資格の区分及び在留期間を定めて特別に在留を許可することができる。

1 日本人の親族で、その扶養を受けているも

のであるとき。

2 本邦に本籍を有したことがあるとき。

3 第三十七条各号の一に該当した時におい

て、第二条第一項第一号の在留資格を有し

ていた者であるとき。

4 前三号に掲げる場合を除くほか、特別に在留を許すべき事情があるとき。

2 前項の規定による許可(以下「特別在留許可」という。)は、地方入国管理官署の長に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、特別在留許可の証印をさせ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した在留許可書を交付させて行なうものとする。

3 特別在留許可を受けた外国人は、当該許可を受けた時から、新たに在留資格及び在留期間をもつて在留するものとする。

4 特別在留許可を受けた外国人については、当該許可をした際に明らかであった第三十七条各号に係る事実によつては、第六章に規定する手続による退去強制をすることができない。

5 地方入国管理官署の長は、特別在留許可を上申することができる。

6 法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別在留許可をしないときは、地方入国管理官署の長にその旨を通知するものとする。

7 第二十三条 第十二条第二項から第五項までの規定は、第二十八条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第二項の規定による許可をする場合について準用する。この場合において、第二十二条第五項中「地方入国管理官署の長」とあるのは「入国審査官」と、「旅券」とあるのは「旅券(准用)」と読み替えるものとする。

2 第十二条第三項若しくは第三十一条第二項の在留許可書」と読み替えるものとする。

3 逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

4 第一項の許可を受けている者のうち、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員は、第三十四条第一項の出国の確認を受けることなく出港し、かつ、上陸許可を受けることなく本邦に上陸することができる。

5 法務大臣は、第一項の許可を受けて出港した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長を許可することができる。

6 前項の規定による許可は、再入国許可期間延長許可書を交付して行なうものとし、その事務

長許可書を交付して行なうものとし、その事務

るのは、「旅券又は第三十二条第二項の在留許可書」と読み替えるものとする。

可書」第五回 出国

(出国の手続)

第三十四条 本邦に在留する外国人(一時上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人を除く。)は、本邦外の地域におもむく意図をもつて出港しようとするときは、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出港の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する外国人は、同項の出国の確認を受けなければ出港してはならない。

(出国確認の留保)

第三十五条 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域におもむく意図をもつて出港しようとする場合において、関係機関から、当該外国人が次の各号の一に該当する者である旨の通知を受けていいるときは、前条第一項の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間限り、当該外国人について出港の確認を留保することができる。

1 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の有期の懲役若しくは禁錮にあたる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者

2 行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの(当該刑につき仮出獄を許されている者を除く。)

3 第一項の許可を受けて出港した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長を許可する。

4 第一項の許可を受けて出港した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長を許可する。

5 法務大臣は、第一項の許可を受けて出港した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長を許可する。

6 前項の規定による許可は、再入国許可期間延長許可書を交付して行なうものとし、その事務

長許可書を交付して行なうものとし、その事務

(再入国の許可)

第三十六条 法務大臣は、在留資格を有する外

人で、その在留期間の満了前に本邦に再び入國する意図をもつて出港しようとするものが、出

国前の在留資格の区分と同じ区分の在留資格をもつて再び本邦に在留しようとするとき(第二

十二条第二項又は第二十四条第一項に規定する指定を受けている者にあつては、それそれこれらの項に規定する活動をしようとするときに限る。)は、その者の申請に基づき、再入国の許可をすることができる。この場合において、法務大臣は、必要があると認めるときは、当該外国人の申請に基づき、当該許可を数次再入国の許可とができる。

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、当該許可の日から一年をこえない範囲内において、

その有効期間を定めるものとする。

3 第一項の許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に当該許可の有効期間及び数次再入国の許可にあつてはその旨を記載させ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した再入国許可書を交付させて行なうものとする。

4 特別在留許可を受けた外国人は、当該許可を受けた時から、新たに在留資格及び在留期間をもつて在留するものとする。

5 特別在留許可を受けた外国人については、当該許可をした際に明らかであった第三十七条各号に係る事実によつては、第六章に規定する手続による退去強制をすることができない。

6 地方入国管理官署の長は、特別在留許可を上申することができる。

7 第二十三条 第十二条第二項から第五項までの規定は、第二十八条第一項、第三十条第一項又は第三十一条第二項の規定による許可をする場合について準用する。この場合において、第二十二条第五項中「地方入国管理官署の長」とあるのは「入国審査官」と、「旅券」とあるのは「旅券(准用)」と読み替えるものとする。

2 第十二条第三項若しくは第三十一条第二項の在留許可書」と読み替えるものとする。

3 逃亡犯人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

4 第一項の許可を受けて出港した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長を許可する。

5 法務大臣は、第一項の許可を受けて出港した者について、当該許可の有効期間内に再入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長を許可する。

6 前項の規定による許可は、再入国許可期間延長許可書を交付して行なうものとし、その事務

長許可書を交付して行なうものとし、その事務

場合には、その者が本邦にある間ににおいて、当該許可を取り消すことができる。

第六章 退去強制

第一節 退去強制の対象者

(退去強制の対象者)

第三十七条 次の各号の一に該当する外国人については、この章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第四条の規定に違反した者

三 仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したもの又は第十三条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの

四 第十四条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五 第二十条第二項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

六 第三十一条第一項に規定する者(同条第七項に規定する者を含む。)で、同条第二項の規定による許可を受けることなく、同条第一項に規定する期間を経過した後も本邦に残するもの

七 在留期間(第三十条第三項の出国猶予期間を含む。)を経過した後も本邦に残す者又は同項の規定による許可を取り消された者は、同一の上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る上陸の期間を経過した後も本邦に残すもの又は当該許可を取り消されたもの

八 第二十六条第一項又は第三項の規定による命令に従わない者

九 精神衛生法第二十九条(同法第五十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受け、同法第二十九条に定める精神病院若しくは指定病院に収容されている精神障害者若しくは覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法第五十八条の八の規定の適用を受け、同条に定める麻薬中毒者医療施設に収容されてい

る麻薬中毒者

十二 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になつてゐるもの

十三 外国人登録に関する法令に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十四 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章に規定する罪により執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十五 売春防止法(昭和三十一年法律第百八十八号)に規定する罪又は性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)第二十六条若しくは第二十七条若しくは刑法第一百八十二条の罪により刑に処せられた者

十六 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)に規定する少年で、無期又は三年をこえる(不定期刑の場合にあつては、その長期が三年をこえる)有期の懲役又は禁錮に処せられた者

十七 少年法に規定する少年を除くほか、無期又は一年をこえる有期の懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十八 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そそのかし、又は助けた者

十九 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

二十 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊す

ることを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場又は事業場における安全保持の施設

の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げ

るような争議行為を勧奨する政党その他の団体

二十一 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なつたと認定する者

二十二 前各号に規定する政黨その他の団体の目的を達するため、文書図画を作成し、颁布し、又は展示した者

二十三 前各号に規定する政黨その他の団体の行為を行なつたと認定する者

二十四 前各号に規定する政黨その他の団体の行為を行なつたと認定する者

二十五 前各号に規定する政黨その他の団体の行為を行なつたと認定する者

二十六 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

二十七 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

二十八 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

二十九 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十一 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十二 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十三 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十四 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十五 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十六 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十七 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十八 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

三十九 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十一 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十二 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十三 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十四 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十五 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十六 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

四十七 入国警備官は、前条各号(第四号をより刑に処せられた者)

めることができる。

(臨検、捜索又は差押え)

第四十一条 入国警備官は、違反調査をするため

轄する地方裁判所又は簡易裁判所の所在地を管

必があるときは、その所属官署の所在地を管

可を受けて、臨検、捜索又は差押えをすること

ができる。

2 前項の場合において、急速を要するときは、

入国警備官は、臨検すべき場所、捜索すべき場

所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件

の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所

に掲げる場合には、それぞれ當該各号に定める

裁判官の許可を受けて、同項の処分をするこ

とができる。

3 入国警備官は、前二項の許可を請求しようと

するときは、違反調査の対象者が容疑者である

ことを示す資料を提出するとともに、次の各号

に掲げる場合には、それぞれ當該各号に定める

資料を添附しなければならない。

一 容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検

しようとする場合 その場所が違反調査の対象

となつている事件(以下「違反事件」という。)に

関係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

二 容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとする場合 差し押えるべき物件が存在し、かつ、その物件

が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

三 容疑者以外の者の物件を差し押えようとす

る場合 その物件が違反事件に関係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

四 第一項又は第二項の許可をする場合には、地

方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべ

き場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は

差し押えるべき物件、請求者の官職氏名、有効

期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した

許可状を入国警備官に交付しなければならぬ。

5 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備

官に交付して、臨検、捜索又は差押えをさせる
ことができる。

第四十二条 入国警備官は、臨検、捜索又は差押
えをする場合には、これらの処分を受ける者に

前条第四項の許可状を提示しなければなら
ない。

2 入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをする
について必要があるときは、錠をはずし、封を
開き、その他必要な処分をすることができる。

3 入国警備官は、住居その他の建造物内で臨
検、捜索又は差押えをするときは、住居主、所
有者若しくは管理者はこれら者の代わるべき
者を立ち会わせなければならない。これらの
者を立ち会わせることができないときは、隣人
又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければ
ならない。

4 臨検、捜索又は差押えは、旅館、飲食店その
他夜間でも公衆が出入りすることができる場所で
その公開した時間内にこれらの処分をする場合
を除き、前条第四項の許可状に夜間でも執行す
ることができる旨の記載がなければ、日没から
日出までの間には、してはならない。ただし、
日没前に開始した臨検、捜索又は差押えについ
て必要があると認めるときは、日没後も継続す
ることを妨げない。

5 入国警備官は、臨検、捜索又は差押えをする
に際し必要があるときは、警察官又は海上保安
官の援助を求めることができる。
(調書の作成)

第六条 第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

第四十三条 入国警備官は、容疑者又は参考人を
取り調べたときは、その供述を調書に記載し、
容疑者又は参考人に閲覧させ、又は読み聞かせ
て、署名をさせ、かつ、自らこれに署名しなけ
ればならない。

2 入国警備官は、臨検、捜索又は押収をしたと
きは、その調書を作成し、前条第三項の規定に
よる立会人に閲覧させ、又は読み聞かせて、署
名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければ
ならない。

名をさせ、かつ、自らこれに署名しなければな
らない。

3 前二項の場合において、取調べを受けた者又
は立会人が署名することができないとき、又は
署名を拒んだときは、その旨を調書に附記され
ば足りる。

(押収目録の交付及び押収物の返還)

第四十四条 入国警備官は、押収をしたときは、
その目録を作り、押収物の所有者、所持者若し
くは保管者又はこれらの者に代わるべき者にこ
れを交付しなければならない。

(押収目録の交付及び押収物の返還)

第四十五条 入国警備官は、容疑者が第三十七条
各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由
があるときは、収容令書により、その者を収容
することができる。

2 地方入国管理官署の長は、入国警備官の請求
により、前項の収容令書を発付するものとす
ることができる。

3 地方入国管理官署の長が必要と認められた
ときに、前項の収容令書を発付しないことが
できる。

4 第一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

5 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

6 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

7 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

8 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

9 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

10 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

11 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

12 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

13 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

14 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

15 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

16 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

17 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

18 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

19 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

20 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

21 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

22 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

23 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

24 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

25 第九条第十一項の規定は、入国警備官が臨検、
捜索又は差押えをする場合について準用する。

取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を
撮影することができる。

(収容の場所及び留置の嘱託)

第四十六条 前条第一項の収容令書によつて容疑
者を収容することができる場所は、地方入国管
理官署の收容場、入国者收容所その他法務大臣
又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が
指定する場所とする。

2 入国警備官は、違反調査を終えたときは、前
項の場合を除き、すみやかに書類及び証拠物と
ともに違反事件を地方入国管理官署の長に引き
継がなければならない。

(審査及び口頭審理)

第四十七条 入国警備官は、第四十五条第一項の
収容令書により容疑者を収容するときは、当該
収容令書を容疑者に示さなければならない。

2 警察官は、第四十五条第一項の収容令書
を所持しない場合でも、急速を要するときは、
容疑者に対し、容疑事実の要旨及び当該収容令
書が発付されている旨を告げて、その者を収容
することができる。ただし、当該収容令書は、
できるだけすみやかに示さなければならない。

(要急収容)

第四十八条 入国警備官は、容疑者が第三十七条
各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由が
て、第四十五条第一項の収容令書の発付をまつ
ていては逃亡すると疑うに足りる相当の理由が
あるときは、同項の収容令書の発付をまたず
に、容疑事実の要旨を告げてその者を収容する
ことができる。

2 前項の規定により容疑者を収容したときは、
入国警備官は、直ちにその旨を地方入国管理官
署の長に報告して、第四十五条第一項の収容令
書の発付を請求しなければならない。この場合
において、同項の収容令書が発付されないと
きは、直ちにその者の身体の拘束を解かなければ
ならない。

3 地方入国管理官署の長は、前項の規定による
報告を受けたときは、容疑者に対し、時及び場
所を通知してすみやかに口頭審理を行なわなけ
ればならない。

4 第九条第十一項及び第十条第二項から第五項
までの規定は、前項の口頭審理について準用す
れる。

3 地方入国管理官署の長は、前項の規定による
報告を受けたときは、容疑者に対し、時及び場
所を通知してすみやかに口頭審理を行なわなけ
ればならない。

4 第九条第十一項及び第十条第二項から第五項
までの規定は、前項の口頭審理について準用す
れる。

5 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、
容疑者が第三十七条各号の一に該当すると認定
した場合には、当該容疑者に対し、すみやか
に、理由を附した書面をもつてその旨及び次条
第一項の規定により異議を申し出ることができる
旨を通知しなければならない。

(異議の申出)

第五十一条 前条第五項の規定による認定による
通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出ることができる。

2 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出ることができる。

3 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出ることができる。

4 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出ることができる。

5 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出ることができる。

6 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出ることができる。

7 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

8 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

9 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

10 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

11 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

12 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

13 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

14 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

15 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

16 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

17 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

18 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

19 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

20 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

21 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

22 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

23 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

24 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

25 容疑者は、同項の規定による認定による通知を受け
た場合は、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載
した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出 POSSIBILITY

きは、容疑者の身体を拘束した時から四十八時
間以内に、書類及び証拠物とともに、当該容疑
者を地方入国管理官署の長に引渡さなければ
ならない。

2 入国警備官は、違反調査を終えたときは、前
項の場合を除き、すみやかに書類及び証拠物と
ともに違反事件を地方入国管理官署の長に引き
継がなければならない。

(第三節 審査、口頭審理及び異議の申出)

第四十八条 入国警備官は、第四十五条第一項の
収容令書により容疑者を収容するときは、当該
収容令書を容疑者に示さなければならない。

2 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
を所持しない場合でも、急速を要するときは、
容疑者に対する口頭審理を行なわなければならない。

(審査及び口頭審理)

第四十九条 入国警備官は、第四十五条第一項の
収容令書により容疑者を収容したときは、
その旨及び理由を附した書面をもつてその旨及び
次条第一項の規定により異議を申し出することができる。

2 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

3 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

4 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

5 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

6 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

7 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

8 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

9 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

10 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

11 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

12 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

13 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

14 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

15 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

16 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

17 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

18 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

19 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

20 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

21 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

22 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

23 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

24 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

25 入国警備官は、第四十五条第一項の収容令書
により容疑者を収容したときは、その旨及び理由
を附した書面をもつてその旨及び次条第一項の規定
により異議を申し出することができる。

し出しができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による異議の申出があったときは、意見を附して、口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を地方入国管理官署の長に通知するものとする。

4 地方入国管理官署の長は、前項の規定による通知を受けたときは、当該容疑者にその旨を通知しなければならない。

(収容)

第五十二条 地方入国管理官署の長は、第四十九条の規定による容疑者の引渡し又は違反事件の引き受けたときは、収容令書を発付して、入国警備官に当該引渡し又は引継ぎに係る容疑者を収容させるものとする。ただし、当該容疑者が第四十五条第一項各号の一に該当する者である場合には、収容させないことができる。

2 第四十五条第三項の規定は前項の収容令書について、同条第四項、第四十六条及び第四十七条の規定は前項の規定による容疑者の収容について準用する。

3 第一項の場合において、同項の規定による容疑者の収容が第四十五条第一項の規定による容疑者の収容に引き続くものであるときは、地方入国管理官署の長は、第一項の収容令書の発付に代えて、当該容疑者に係る同条第一項の収容令書に容疑者の引渡しを受けた日時及び容疑者の収容を継続する旨を記載し、これに記名押印するものとする。

4 第一項の規定により容疑者を収容することができる期間は、同項の規定による収容を開始した日から起算して二十日以内とする。ただし、地方入国管理官署の長は、やむを得ない事由ができる。第一項の収容令書(第三項に規定する場合に

該當したため第一項の収容令書が発付されないとき)にあつては、第四十五条第一項の収容令書(以下同じ)は、入国審査官若しくは地方

入国管理官署の長が第五十条第一項の審査若しくは同条第三項の口頭審理の結果容疑者が第三十七条各号のいずれにも該当しないと認定したとき、又は地方入国管理官署の長が前条第三項の規定による異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、その効力を失う。

第五十三条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定により収容されている者が第四十五条第一項各号の一に該当するに至つたときは、その者の収容を一時解除することができる。

2 前条第一項の規定により収容されている者はその代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、地方入国管理官署の長に対し、前項の規定による収容の一時解除を請求することができる。

3 第一項の規定による収容の一時解除をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該収容の一時解除を受ける者の住居を定めなければならぬ。

4 第一項の規定による収容の一時解除を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長から呼出しがあつたときは、これに応じなければならない。

5 第三項の場合において、地方入国管理官署の長は、当該収容の一時解除を受ける者に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲を定め、その他の事項に関して必要と認める条件を附し、當該収容の解除を取り消された者がある場合には、その者に収容一時解除取消書及び第五十二条第一項の収容令書を示して、その者を収容しなければならない。

6 第三項の場合において、地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、当該収容の一時解除を受ける者以外の者の差し出した保証書もつて前項の保証金に代えることを許すことができる。

7 前項の保証書には、保証金額及びいつでもそ

の保証金を納付する旨を記載しなければならない。

(一時解除の取消し)

第五十四条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定による収容の一時解除を受けた者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、同条第四項の規定に違反して呼出しに応ぜず、又は同条第五項の規定により附された条件に違反したときは、当該収容の一時解除を取り消すことができる。

2 前項の規定による収容の一時解除の取消ししたときは、地方入国管理官署の長は、収容一時解除取消書を作成し、第五十二条第一項の収容令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡したこと又は前条第四項の規定に違反して呼出しに応じないと理由として収容の取消しをしたときは、その一部を国庫に返却する。第五項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したことなどを理由として収容の一時解除の取消しをしたときは同条

規定に違反して呼出しに応じないと理由として収容の一時解除の取消しをしたときは同条

第五項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したことなどを理由として収容の一時解除の取消しをしたときはその一部を国庫に返却する。この場合において、同条第六項の保証書を差し出した者には、国庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

4 前項後段の規定による命令は、強制執行に関する債務名義と同一の効力を有する。

5 第二項の場合において、地方入国管理官署の長は、当該収容の一時解除を受けた者に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲を定め、その他の事項に関して必要と認める条件を附し、當該収容の解除を取り消された者がある場合には、その者に収容一時解除取消書及び第五十二条第一項の収容令書を示して、その者を収容しなければならない。

(送還先)

6 第二項の場合において、地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、当該収容の一時解除を受ける者以外の者の差し出した保証書もつて前項の保証金に代えることを許すことができる。

7 前項の保証書には、保証金額及びいつでもそ

を収容することができる。ただし、当該収容一時解除取消書及び当該収容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第四節 退去強制令書の執行

(退去強制令書)

第五十五条 外国人の退去強制は、退去強制令書によつて行なう。

2 地方入国管理官署の長は、外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、退去強制令書を発付しなければならない。ただし、第三十二条第五項の規定による上申をした場合において、同条第六項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。

3 第五十五条第五項の規定による通知を受けた場合において、文書により第五十一条第一項の規定による異議の申出をしない旨を明らかにしたとき、又は当該通知を受けた日から三日以内に同項の規定による異議の申出をしなかつたとき。

4 第二項の規定による異議の申出が理由がないと裁決したときは、文書により第五十一条第四項の規定による地方入国管理官署の長からの通知を受けたとき。

5 第十四条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しないとされた。

6 第二項の規定により送還する場合の送還先は、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

7 第五十六条 次条第六項の規定により送還する場合の送還先は、退去を強制される者の前項の國に送還することができないとき、市民権の属する國とする。

8 第二項の規定により送還する場合の送還先は、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

9 第二項の規定により送還する場合の送還先は、退去を強制される者の前項の國に送還する相当地域があるときは、次に掲げる國のい

ずれかを送還先に指定することができる。

一 退去を強制される者が本邦に入国する直前

に居住していた國

二 退去を強制される者が本邦に入国する前に

居住していたことのある國

三 退去を強制される者が本邦に向て船舶又

は航空機に乗つた港又は飛行場の属する國

四 退去を強制される者の出生地の属する國

五 退去を強制される者の出生時にその出生地

の属していいた國

六 前各号に掲げる國以外の國で、退去を強制

される者が希望するもの

三 前項の規定により送還先を指定する場合に

は、できる限り退去を強制される者の希望を尊重しなければならない。

(退去強制令書の執行)

第五十七条 退去強制令書は、入国警備官が執行

するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため地方入国管理官署の長が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書を執行することができる。

3 入国警備官(前項の規定により退去強制令書を執行する者)は、退去を強制される者に退去強制令書又はその写しを示さなければならない。

4 退去を強制される者は、退去強制令書の執行が開始された日から七日を経過する日(七日を経過する日以前に第六十四条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、当該送還する日の前日)までの間ににおいて、自らの費用により、自ら本邦を退去する(以下「自費退去」という。)を希望するときは、自費退去をすることができる。

5 入国警備官は、退去を強制される者を第六十一条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、これらの者に退去を強制される者を引き渡すものとする。

6 入国警備官は、退去を強制される者について

退去強制令書の執行が開始された日から七日を経過したとき、又はその者が自費退去をしないことが明らかなときは、すみやかにその者を送還しなければならない。ただし、前項に規定す

る場合又は次項の規定により地方入国管理官署の長が自費退去を許可した場合は、この限りでない。

7 退去強制令書の執行が開始された日から七日を経過した後において、退去を強制される者が自費退去を希望するときは、地方入国管理官署の長は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。

8 入国警備官は、第四項から前項までの規定により、退去を強制される者が自費退去をし、又はその者を船舶若しくは航空機の長若しくは運送業者に引き渡し、若しくは送還することができるまでの間、その者を入国者收容所、地方入国管理官署の收容場その他法務大臣又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が指定する場所に収容することができる。

(退去強制令書の執行停止)

第五十八条 地方入国管理官署の長(前条第八項の規定により入国者收容所に収容されている者については、入國者收容所長。次項において同じ。)は、退去強制令書を執行するときは、退去強制令書の執行

を停止する旨を記載しなければならない。

9 第五十九条 地方入国管理官署の長は、前条第一項又は第二項の規定による収容の停止を受けた者(以下「強制される者が著しく健康を害するおそれがあるとき」といふ。)は、退去強制令書の執行に

よるときは、その者の同条第五項の規定による引渡し、同条第六項の規定による送還又は同条第八項の規定による収容を停止させることができ

る。

10 第六十一条 船舶(本邦の港と本邦外の港との間を運航する船舶をいいう。以下同じ。)又は航空機(本邦の飛行場と本邦外の飛行場との間を運航する航空機をいいう。以下同じ。)の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、入港し

ようとする出入国港の入国審査官に対し、入港予定日時その他の事項を連報しなければならない。

11 ただし、法務省令で定める船舶又は航空機

について、この限りでない。

12 船舶又は航空機の長は、法務省令で定めるところにより、当該船舶又は航空機が出入国港に

入港したときは直ちに、出入国港から出港する

収容を停止させる場合にあつては、入國者收容所長。第五項及び第六項において同じ。)は、当該収容の停止を受ける者の住居を定めなければならぬ。

13 第一項又は第二項の規定による収容の停止を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長が收容を停止させた者については、入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

14 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

15 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

16 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

17 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

18 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

19 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

20 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

21 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

22 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

23 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

24 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

25 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

26 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

27 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

28 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

29 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

30 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

31 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

32 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

33 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

34 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

35 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

36 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

37 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

38 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

39 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

40 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

41 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

42 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

43 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

44 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

45 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

46 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

47 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

48 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

49 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

50 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

51 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

52 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

53 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

54 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

55 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

56 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

57 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

58 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

59 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

60 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

61 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

62 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

63 第二項の規定による収容の停止を受けたときは、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入國者收容所長)は、これに応じなければならない。

ときはあらかじめ、当該出入国港の入国審査官に対し、入出港届を提出しなければならない。

ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りでない。

3 前項の場合において、船舶又は航空機の長は、入国審査官の要求があつたときは、乗員名簿又は乗客名簿を提出しなければならない。

(報告の義務)

第六十一条 本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人(乗員又は第三条第二項に規定する者で、有効な乗員手帳を所持するものを除く)が当該船舶又は航空機に乗つてることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶又は航空機の長は、第三十一条第二項又は第六十六条第二項の規定に違反して出港しようとする者が当該船舶又は航空機に乗つてることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

第三十一条 本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人(乗員又は第三条第二項に規定する者で、有効な乗員手帳を所持するものを除く)が当該船舶又は航空機に乗つてることを知つたときは、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

(船舶又は航空機の長の行為の代行)

第六十二条 前二条の規定により船舶又は航空機の長がすべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機に係る運送業者も行なうことができる。

(上陸防止の義務)

第六十三条 船舶又は航空機の長は、第六十一条(上陸防止の義務)

(指示に従う義務)

第一項に規定する外国人が当該船舶又は航空機に乗つてることを知つたときは、当該外国人が本邦に上陸することを防止しなければならない。

(送還の義務)

第六十四条 次の各号の一に該当する外国人が乗つてきた船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人

若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人

をその船舶若しくは航空機又は当該運送業者に係る他の船舶若しくは航空機により、その責任と費用で、すみやかに本邦外の地域に送還しな

ければならない。

(日本人の出国)

第六十五条 船舶又は航空機の長及びその船舶又は航空機に係る運送業者は、入国審査官がこの法律に規定する審査その他の職務の執行に当た

り必要な指示をした場合には、これに従わなければならぬ。

(第八章 日本人の出国及び帰国)

第六十六条 本邦外の地域におもむく意図をもつて出港しようとする日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定める

ければならない。

1 第十四条第一項の規定により退去を命ぜられた者

2 第三十七条第三号から第五号まで又は第八号に該当することを理由として同条の規定により退去を強制される者

3 第三十七条第一号又は第二号に該当するこ

とを理由として入国又は上陸後三年以内に同

条の規定により退去を強制される者のうち、

その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長

又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者

において、その者が第三条第一項又は第四条の規定に違反して本邦に入り、又は上陸しよ

うとしている者であることを明らかに知つて

いたと認められる者

4 第六条第一項各号に係る事実があることを

理由として上陸後三年以内に第三十七条の規

定により退去を強制される者のうち、その者

が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はそ

の船舶若しくは航空機に係る運送業者におい

て、その者の上陸のときにその者について當

該事実があることを明らかに知つていたと認

められる者

2 前項の場合において、外国人を同様に規定す

る船舶又は航空機により送還することができな

いときは、運送業者は、その責任と費用で、す

みやかに他の船舶又は航空機により送還しなけ

ればならない。

(指示に従う義務)

第六十七条 本邦外の地域から本邦に帰國する日

本人は、有効な旅券を所持し、出入国港におい

て、法務省令で定めるところにより、入国審査

(日本人の帰国)

第六十八条 本邦外の地域から本邦に帰國する日

本人は、有効な旅券を所持し、出入国港におい

て、法務省令で定めるところにより、入国審査

ころにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員で、有効な旅券又は乗員手帳を所持するものについては、この限りでなければならない。

2 前項に規定する日本人(同項ただし書に規定する者を除く)は、同項の出国の確認を受けなければ出国してはならない。

3 その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長

又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者

において、その者が第三条第一項又は第四条の規定に違反して本邦に入り、又は上陸しよ

うとしている者であることを明らかに知つて

いたと認められる者

4 第六条第一項各号に係る事実があることを

理由として上陸後三年以内に第三十七条の規

定により退去を強制される者のうち、その者

が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はそ

の船舶若しくは航空機に係る運送業者におい

て、その者の上陸のときにその者について當

該事実があることを明らかに知つていたと認

められる者

2 前項の場合において、外国人を同様に規定す

る船舶又は航空機により送還することができな

いときは、運送業者は、その責任と費用で、す

みやかに他の船舶又は航空機により送還しなけ

ればならない。

(指示に従う義務)

第六十九条 この法律に規定する職務に従事させ

るため、入国者取扱所及び入国管理事務所に入

国警備官を置く。

2 入国警備官の階級は、政令で定める。

(入国警備官)

第六十九条 この法律に規定する職務に従事させ

るため、入国者取扱所及び入国管理事務所に入

国警備官を置く。

3 入国警備官は、國家公務員法(昭和二十一年法律第二百二十号)第一百八条の二の規定の適用に

ついては、警察職員とみなす。

4 入国警備官は、外国人が第四条の規定に違反

して本邦に上陸することを防止するため必要が

あるときは、船舶又は航空機に乗り込むことが

できる。

5 入国警備官は、第四条の規定に違反して本邦

に上陸しようと/orしていと疑うに足りる相当の理由のある者に対し、質問し、若しくは旅券、人が不法に本邦に上陸しようとしていることにについて知つていると認められる者に対し、質問

め、又は周囲の事情から合理的に判断して外国人

がまさに行なわれようとするのを認めたときには、その予防のため関係人に必要な警告を発

することができる。

6 入国警備官は、第四条の規定に違反する行為

がまさに行なわれようとするのを認めたときには、その予防のため関係人に必要な警告を発

することができる。

7 前条第三項の規定は、入国管理事務所に置かれた入国警備官について準用する。

(小型武器の携帯及び使用)

第七十条 入国警備官及び入国警備官は、その職務を行なうに当たり、特に必要があるときは、小型武器を携帯することができます。

2 入国警備官及び入国警備官は、その職務の執

行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、小型武器を使用することができる。ただし、次の各号の一に該当する

乗り込むことができる。

3 入国警備官は、必要があるときは、その所属する入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行なうことができる。

4 入国警備官は、必要があるときは、その所属する入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行なうことができる。

2 入国警備官及び入国警備官は、その職務の執

行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、小型武器を使用すること

ができる。ただし、次の各号の一に該当する

場合を除いては、人に危害を与えてはならない

る順序により、臨時にこの法律に規定する地方

入国管理官署の長の職務を行なう。

2 地方入国管理官署の長は、法務大臣の指定す

る入国審査官に第十条第一項又は第五十条第三

項の口頭審理を取り扱わせることができる。

(事実の調査)

第七十二条 法務大臣は、この法律の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、地方入国管理官署の長に事実の調査

を命ずることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による命令を受けたとき、又はこの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によりその権限に属する事項を処理するため必要があるときは、所属の入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

3 地方入国管理官署の長は、前項に規定する場合に、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(制服の着用又は証票の携帯)

第七十三条 入国審査官及び入国警備官は、この法律に規定する職務を行なうときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

2 前項の場合において、当該証票は、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 入国審査官及び入国警備官の服制及び証票は、法務大臣が定める。

(刑事訴訟法の特例)

第七十四条 司法警察員は、第八十一条又は第八十四条の罪に係る被疑者を逮捕し、又は受け取った場合には、第四十五条第一項又は第五十二条第一項の収容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)第二百三十三条(同法第二百十一条及び第二百十六条规定に準用する場合を含む。)又は第五十七条第八項に規定する場合を含む。)の規定にかかる

限りの自由が与えられなければならない。

ず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入

国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡す手続をしなければならない。

(刑事手続等との関係)

第七十五条 刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行なわれている者について退去強制令書が発付された場合には、これらの法令の規定による手続が終了した後でなければ、その執行(第五十七条第八項の規定による収容を除く。)をすることができない。ただし、刑事訴訟に関する法令の規定による手続が行なわれている場合で、関係機関の同意があったときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、第五十七条第一項、第六項及び第七項の規定の適用については、これらの中退去強制令書の執行が開始された日とあるのは、同条第四項にあつては「第七十五条第一項に規定する手続が終了した日又は同項ただし書の同意があつたことを知つた日(以下「手続終了等の日」という。)」と、同条第六項及び第七項にあつては「手続終了等の日」とする。

(収容場の設置)

第七十六条 地方入国管理官署に、収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者を収容する収容場を設ける。

(被収容者の処遇)

第七十七条 収容令書又は退去強制令書により規定する場合を含む。)の規定により収容される者の処遇に係る被疑者は、海上保安上支障がない範囲内においてでき

2 被収容者には一定の寝具を貸与し、及び一定

の糧食を給与するものとする。

3 被収容者に対する給養は、適正でなければならず、収容場所の設備は、衛生的でなければならぬ。

4 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長(第五十七条第二項の規定により警察官又は海上保安官が退去強制令書を執行している場合にあつては、当該警察官又は海上保安官の属する官署の長。次項及び第六項において同じ。)は、

規定による手続が行なわれている場合は、被収容者から処遇にあると認めるときは、被収容者の身体、所持品若しくは衣類を検査し、又は所持品若しくは衣類を領置することができる。

5 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、収容場所の保安上必要があると認めるときは、被収容者の面会を制限し、若しくは禁止し、又はその者の発受する通信を検閲し、若しくはその者の通信の発受を禁止し、若しくは制限することができる。

6 入国者収容所長又は地方入国管理官署の長は、被収容者から処遇に関して不服の申出があつた場合において、当該不服に係る事項を処理したときは、その結果を当該申出人に対し告知するものとする。

7 前各項に規定するものを除くほか、被収容者の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(省令への委任)

第七十七条 この法律の実施のための手続その他

の執行について必要な事項は、法務省令で定め

る。

(第十一章 罰則)

第八十一条 次の各号の一に該当する者は、三年

以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第四条の規定に違反した者

三 仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したもの

又は第十三条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの

四 第十四条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五 第三十一条第一項に規定する者(同条第七項に規定する者を含む。)で、同条第二項の規定による許可を受けることなく、同条第一項

に規定する期間を経過した後も本邦に残留するもの

六 在留期間(第三十条第三項の出国猶予期間

を含む。)を経過した後も本邦に残留する者

七 一時上陸の許可を受けた者で、当該許可に

規定する期間を経過した後も本邦に残留す

読み替えるものとする。

(手数料)

第七十八条 外国人は、第二十二条第三項、第二十三条规定に規定する者(同条第七項及び第八項に規定する者を含む。)で、同条第二項の規定による

第一項、第三十条第一項又は第三十六条第一項

若しくは第五項の許可を受けようとする場合に

は、政令で定めるところにより、四千円をこえ

ない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(権限の委任)

第七十九条 この法律に規定する法務大臣の権限

は、政令で定めるところにより、地方入国管理

官署の長又は日本国領事官等に委任することができます。

第八十二条 第三十四条第二項又は第六十六条第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 収容令書又は退去強制令書によつて身体を拘束されている者で、逃走したものは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第八十四条 第二十六条第一項の規定による命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第八十五条 第八十一条から前条までの罪を犯した者には、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができる。

第八十六条 第十条第五項（第五十条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は第十条第五項の規定による宣誓若しくは証言を拒み、若しくは虚偽の証言をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十七条 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第八十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十条第一項若しくは第二項の規定に違反した者又は同条第三項の規定に違反して名簿を提出せず、若しくは虚偽の記載をした名簿を提出した者
二 第六十一条の規定に違反した者
三 第六十三条の規定に違反した者

四 第六十四条の規定に違反して送還を怠つた者

五 第六十五条の規定に違反した者

六 第八十九条 第八十二条第一項第一号の犯罪行為の用に供した船舶又は航空機で、犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。ただし、その船舶又は航空機が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 第八十二条第一号の犯罪が行なわれることをあらかじめ知らないでその犯罪が行なわれた時から引き続きその船舶又は航空機を所有していると認められるとき。

二 前号に規定する犯罪が行なわれた後、その情を知らないでその船舶又は航空機を取得したと認められるとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（出入国管理令の廃止）

第二条 出入国管理令（昭和二十六年政令第二百十九号）は、廃止する。

（在留資格に関する経過措置）

第三条 この条においては、次の表の上欄に掲げる在留資格（以下この条において「旧在留資格」という。）は、同表の下欄に掲げる在留資格（以下この条において「新在留資格」という。）に、同表の下欄に掲げる在留資格（以下この条において「新在留資格」という。）に対応するものとする。

前条の規定による廃止前の出入国管理令（以下「旧令」という。）第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格

新法第一条第二項第二号の在留資格
この法律（以下「新法」という。）第二条第二項第一号の在留資格

旧令第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第六号の在留資格
旧令第四条第一項第六号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第七号の在留資格
旧令第四条第一項第七号又は第八号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第五号の在留資格
旧令第四条第一項第九号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第九号の在留資格
旧令第四条第一項第十号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第三号の在留資格
旧令第四条第一項第十一号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第四号の在留資格
旧令第四条第一項第十二号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第十四号の在留資格
旧令第四条第一項第十三号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第十号の在留資格
旧令第四条第一項第十五号に該当する者としての在留資格のうち、同項第五号から第十一号まで又は第十三号に該当する者の配偶者又は未成年の子で配偶者のないものに係る在留資格	新法第一条第二項第十一号の在留資格
旧令第四条第一項第十五号に該当する者としての在留資格のうち、同項第十二号に該当する者の配偶者又は未成年の子で配偶者のないものに係る在留資格	新法第一条第二項第十四号の在留資格
旧令第四条第一項第十六号に該当する者としての在留資格	新法第一条第二項第十四号の在留資格
新法の施行の際現に旧令第四条第二項の証明書（以下「事前証明書」という。）の交付を受けている者は、新法の規定の適用については、当該事前証明書に係る旧在留資格に対応する新在留資格に係る新法第八条第一項の事前認定を受けている者とみなす。	新法の施行の際現にされていいる旧令第四条第二項の規定による当該申請に係る旧在留資格に對するものとする。

応する新在留資格に係る事前認定の申請とみなす。

4 新法の施行の際現に旧在留資格を有する者は、新法の規定の適用については、当該旧在留資格に対応する新在留資格を有する者とみなす。新法の施行の日以後において次条又は附則第九条の規定により旧在留資格を有することとなつた者についても、同様とする。

5 前項の場合において、同項に規定する者の新法の規定による在留期間は、旧令の規定による在留期間が満了する日までの期間（旧令第四条第一項第二号に係る旧在留資格を有する者については、新法の施行の日から一年を経過するまでの期間）とする。

6 新法の施行の際現にされている旧令第二十条の規定による在留資格の変更の申請又は旧令第二十二条の二の規定による在留資格の取得の申請（附則第九条に規定するものを除く。）は、新法の規定の適用については、それ新法第二十八条の規定による当該在留資格の変更の申請に係る旧在留資格に對応する新在留資格への区分の変更の申請又は新法第三十一条の規定による当該在留資格の取得の申請に係る旧在留資格に対応する新在留資格の取得の申請とみなす。

（上陸の手続に関する経過措置）

第四条 新法の施行の際現に旧令第六条第一項に規定する上陸の申請をしていいる者に関する旧令第三章第一節から第三節まで（第十条第八項及び第十一項を除く。）の規定に係る事項（これら的事項に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、旧令（これに基づく命令を含む。）の規定中「特別審理官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」である。

（上陸許可の要件に関する経過措置）

第五条 旧令第四条第五項の許可があつたことを示す書類を所持している者については、新法第一項の規定による認定に服したもの又は地方入国管理官署の長が旧令第十三条第三項の規定

五条第一号中「各号（第十一号を除く。）」とあるのは「各号」とする。

2 旧令第五条第一項第六号又は第八号の規定に該当して上陸を拒否された者は、新法第六条第一項第十号の規定の適用については、それぞれ同項第八号又は第九号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができる、新法第十四条第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者とみなす。

3 旧令第二十四条各号の一に該当して退去を強制された者は、新法第六条第一項第十一号の規定の適用については、新法第三十七号の規定により退去を強制されて本邦から退去した者とみなす。

（事前認定に関する経過措置）

第六条 新法第八条の規定は、新法第一条第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十二号又

は第十四号の在留資格の決定を受けて本邦に

在留するため上陸許可を受けようとする外国人

（本邦の学術研究機関又は教育機関において研

究の指導又は教育を行なおうとする者及び産業

上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供する

ものについては、適用しない。

（退去命令に関する経過措置）

第七条 旧令第十条第七項の規定による認定に服した者及び主任審査官が旧令第十三条第三項の規定により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係る者（うち、新法の施行の日前に旧令第十条第八項又は第十五条第五項の規定による認定するに至つたものとみなす。

新法第十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する外国人で、新法の施行の日に同項

各号の一に該当するに至つたものとみなす。

各号の規定による認定に服したもの又は地方

入国管理官署の長が旧令第十三条第三項の規定

による認定に服したもの又は地方

入国管理官署の長が旧令第十三条第三項の規定

による認定に服したものとみなす。

（永住許可に係る申請に関する経過措置）

の例により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係るものは、新法第十四条の規定の適用については、同条第一項に規定する

外国人で、当該認定に服した日又は当該通知を一に該当するに至つたものとみなす。

（在留資格の取得等に関する経過措置）

第八条 新法の施行の際現に旧令第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留している者に関する新法第三十二条の二第一項に規定する事由が生じた日に新法第三十二条第一項に規定する事が生じたものとみなす。

（退去強制等に関する経過措置）

第十条 旧令第二十四条各号の一に該当する者（旧令附則第四項の規定により旧令第二十四条第一号に該当する者とみなされた者を含む。）及び旧外国人登録令（昭和二十一年勅令第二百七号）第三条の規定に違反した者に対する退去強制及び特別在留許可については、新法の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げるものとみなす。

（退去強制等に関する経過措置）

第十二条 旧令第二十二条の二の規定による旧令第二十二条の二第一項に規定する事由が生じた日に同条第一項に規定する事が生じたもの

号に該当する者としての在留資格を有する者で、当該在留資格の決定の基礎となつた身分關係その他の要件がなくなつてゐるものについて

は、附則第三条第四項の規定は、適用しない。

この場合において、これらの者に対する新法第三十二条の規定の適用については、新法の施行の日に同条第一項に規定する事が生じたもの

号に該当する者としての在留資格を有する者で、当該在留資格の決定の基礎となつた身分關係その他の要件がなくなつてゐるものについて

は、附則第三条第四項の規定は、適用しない。

とみなす。

（永住許可に係る申請に関する経過措置）

第九条 新法の施行の際現に旧令第四条第五項若しくは第二十二条の二の規定による永住許可の申請又は旧令第二十二条の二の規定による旧令第四条第十四号に該当する者としての在留資格の取得等に関する申請を新法第三十二条の二の規定による新法第三十二条の二第一項に規定する事由が生じた日に同条第一項に規定する事が生じたものとみなす。

（在留資格の取得等に関する申請を新法第三十二条の二の規定による新法第三十二条の二第一項に規定する事が生じたものとみなす。

旧令第二十四条第四号ロに掲げる者	新法第三十七条第七号に掲げる者
旧令第二十四条第五号に掲げる者	新法第三十七条第三号に掲げる者
旧令第二十四条第六号に掲げる者	新法第三十七条第八号に掲げる者
旧令第二十四条第七号に掲げる者	新法第三十七条第六号に掲げる者
旧令第十四条规定による寄港地上陸の許可又はその許可の申請書	新法第十五条规定による通過上陸許可書
旧令第十四条规定に基づいて定められた上陸時間	新法第十五条规定による通過上陸許可書
新法第十五条规定による寄港地上陸の許可又はその許可の申請書	新法第十六条规定による通過上陸許可書
新法第十五条规定による通過上陸許可書	新法第十六条规定による通過上陸許可又はその許可の申請書

2 前項の規定にかかわらず、新法の施行の際現に旧令第五章第二節の規定（旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含む。）に十六条第二項において準用する場合を含む。）により収容されている外国人又は同章第三節の規定（旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含む。）による手続が行なわれている外国人に関する旧令第五章第一節から第三節まで及び第五節中収容令書の発付を受けている者に係る部分の規定に係る事項（これらの事項に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前との例による。この場合において、旧令（これに基づく命令を含む。）の規定中「特別審理官」とあるのは「地方入国管理官署の長」又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」と、「第五十条の規定による退去強制令書」とあるのは「出入国法（昭和四十七年法律第二号）の退去強制令書」とする。

(送還の義務に関する経過措置)

第十一條 旧令第十条第八項又は第十一條第五項の規定による退去を命ぜられた者に関する旧令第五十九条（第一項第二号及び第三号を除く。）の規定に係る事項（これに係る罰則の適用を含む。）についてなお従前の例による。

2 旧令第二十四条各号の一に該当したことを理由として退去を強制される者については、新法

（入国審査官及び入国警備官に関する経過措置）
第十二条 旧令の規定に基づく入国審査官及び入国警備官は、それぞれ新法の規定に基づく入国審査官及び入国警備官となるものとする。
(許可等に関する経過措置)
第十三条 次の表の上欄に掲げるものは、新法の規定の適用については、同表の下欄に掲げるものとみなす。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正） 第十四条 ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十六号。以下「法律第二百二十六号」という。）の一部を次のように改正する。 題名中「措置」を「措置等」に改める。 第二条の見出し中「経過規定」を「経過規定等」に改め、同条第六項中「出入国管理令第二十二条の二第一項」を「旧出入国管理令第二十二条の二第一項」に改める。	（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正） 第十五条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正） 第十五条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十一年法律第二百四十六号。以下「法律第二百四十六号」という。）の一部を次のように改正する。 題名中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」
新法第十五条规定による寄港地上陸の許可書	新法第十五条规定による通過上陸許可書
新法第十五条规定による寄港地上陸の許可書	新法第十五条规定による通過上陸許可書
新法第十五条规定による寄港地上陸の許可書	新法第十五条规定による通過上陸許可書

留することとなつた者の登録の申請（これに係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十一条 この附則に定めるもののほか、新法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における出入国に関する状況等にかんがみ、これらの状況に即応して、出入国管理令を廃止し、新たに本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理するための法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「立ち会つた場合に限る」を「立ち会つた場合に限るものとし、旅費のうち船賃の算定に係る運賃の等級については、裁判所が相当と認めるところによる」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理由

昭和四十七年六月九日印刷

国選弁護人の社会的地位等にかんがみ、国選弁護人に支給すべき船賃は、裁判所が相当と認める等級の旅客運賃によつて算定することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十七年六月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局